

「神奈川県知事に係る建設業許可の取扱いについて」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>【第5条及び第6条関係】</p> <p>1. 略</p> <p>2. 許可申請書類の審査要領について</p> <p>(1) 建設業許可申請書(様式第一号)について</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載し、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載する。ここで本店とは、建設業許可申請書の(様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)又は別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の「主たる営業所」をいう。</p> <p>また、許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、この他、許可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人による記名を可又は不可とする許可申請書類は、別表2のとおりである。</p> <p>④～⑤ 略</p> <p>⑥ 建設業許可申請書(様式第一号)別紙一「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は法第5条第3号に規定する役員等(以下「役員等」という。)に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等(以下⑥において「執行役員等」という。)は本欄の役員には含まれないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲</p>	<p>【第5条及び第6条関係】</p> <p>1. 略</p> <p>2. 許可申請書類の審査要領について</p> <p>(1) 建設業許可申請書(様式第一号)について</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載して会社印及び代表者印を押印し、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、建設業許可申請書の(様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)又は別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の「主たる営業所」をいう。</p> <p>また、許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、この他、許可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名押印を可又は不可とする許可申請書類は、別表2のとおりである。</p> <p>④～⑤ 略</p> <p>⑥ 建設業許可申請書(様式第一号)別紙一「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は法第5条第3号に規定する役員等(以下「役員等」という。)に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員には含まれない。また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの</p>

新	旧
<p>を受けた執行役員等は本欄の役員に含むものとする。また、本別紙には、「顧問」及び「相談役」(規則第7条第1号ロの常勤役員等を直接に補佐する者として申請があった者も含む。以下同じ。)のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。</p> <p>⑦～⑨ 略  (2) ～ (17) 略  3. 略</p> <p>【第7条関係】</p> <p>1. 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令に定める基準に適合する者であること (第1号)</p> <p>(1) 適正な経営体制について (規則第7条第1号)</p> <p>① 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等(建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門(一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合等)の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等を除</p>	<p>と認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。</p> <p>⑦～⑨ 略  (2) ～ (17) 略  3. 略</p> <p>【第7条関係】</p> <p>1. 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令に定める基準に適合する者であること (第1号)</p> <p>(1) 適正な経営体制について (規則第7条第1号)</p> <p>① 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等については、含まれるものとする。(※ 神奈川県知事許可においては、規則第7条第1号の常勤役員等について、当分の間、執行役員等を含めないものとする。)</p>

新	旧
<p>く。以下同じ。)については、含まれるものとする。</p> <p>当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。</p> <p>以下、略</p> <p>②～④ 略</p> <p>⑤ 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある<u>各種組合等</u>の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。</p> <p>⑥ 「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」<u>(以下「執行役員等としての経験」という。)</u>とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。</p> <p>本号イに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号および別紙6-1による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 組織図その他これに準ずる書類</li> <li>・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 業務分掌規程その他これに準ずる書類</li> <li>・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締</li> </ul>	<p>当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。</p> <p>以下、略</p> <p>②～④ 略</p> <p>⑤ 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある<u>各種の組合等</u>の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。</p> <p>⑥ 「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。</p> <p><u>(2) ロ本号イ(2)</u>に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号および別紙6-1による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 組織図その他これに準ずる書類</li> <li>・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 業務分掌規程その他これに準ずる書類</li> <li>・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代</li> </ul>

新	旧
<p>役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類  定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行役員等としての<u>経験</u>の期間を確認するための書類  取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類</li> </ul> <p>⑦ 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験について  イ 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験（以下「補佐経験」という。）とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。  <u>ロ 建設業に関する6年以上の補佐経験については、建設業に関する補佐経験の期間と、執行役員等としての経験及び経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、本号（3）に該当するものとする。</u>  <u>ハ 建設業に関する6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問わないものとする。</u>  <u>ニ 本号イ（3）該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙6-1による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</u></p> <p>以下、略</p> <p>⑧ 規則第7条第1号ロの「財産管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。以</p>	<p>表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類  定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行役員等としての<u>経営管理経験</u>の期間を確認するための書類  取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類</li> </ul> <p>⑦ 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験について  イ 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験（以下「補佐経験」という。）とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。</p> <p>ロ 6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問わないものとする。  <u>ハ 補佐経験を有する者に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙6-1による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</u></p> <p>以下、略</p> <p>⑧ 規則第7条第1号ロの「財産管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。以</p>

新	旧
<p>下同じ。)をいう。「<u>労務管理の業務経験</u>」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。「<u>業務運営の経験</u>」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいう。これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいい、<u>組織図その他これに準ずる書類によりこれを確認するものとする</u>。本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二及び別紙6-3による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が規則第7条第1号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被認定者における経験が「<u>財務管理</u>」、「<u>労務管理</u>」又は「<u>業務運営</u>」の業務経験に該当することを確認するための書類 業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類</li> <li>「<u>財務管理</u>」、「<u>労務管理</u>」又は「<u>業務運営</u>」の業務経験の期間を確認するための書類 人事発令書その他これらに準ずる書類</li> </ul> <p>⑨ 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、<u>当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない</u>。本号ロ(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二及び別紙6-2による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が規則第7条第1号ロ(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被認定者における経験が「<u>財務管理</u>」、「<u>労務管理</u>」又は「<u>業務運営</u>」の業務経験に該当することを確認するための書類 業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類</li> <li><u>役員等に次ぐ職制上の地位における経験の期間を確認するための書類</u></li> </ul>	<p>下同じ。)をいう。「<u>労務管理の業務経験</u>」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。「<u>業務運営の経験</u>」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいう。これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二及び別紙6-2による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が規則第7条第1号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 組織図その他これに準ずる書類</li> <li>被認定者における経験が<u>補佐経験</u>に該当することを確認するための書類 業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類</li> <li><u>補佐経験の期間を確認するための書類</u> 人事発令書その他これらに準ずる書類</li> </ul> <p>⑨ 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、<u>申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない</u>。なお、<u>役員等に次ぐ職制上の地位にあるかについては、提出された組織図などを確認することで行う</u>。本号ロ(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二及び別紙6-3による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が規則第7条第1号ロ(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類</li> </ul>

新	旧
<p>人事発令書その他これらに準ずる書類</p> <p>⑩ 略 (2) 略</p> <p>2. 専任技術者について(第2号) (1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。 ただし、次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。</p> <p>以下、略</p> <p>4. 財産的基礎又は金銭的信用について(第4号) (1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が<u>五百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、千五百万円)</u>に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事に係るものを含まない。</p> <p>【第17条の2 関係】 1. ～3. 略 4. 認可申請書類の審査要領について (1) 認可申請書(様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八)について ① 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載し、申請者が個人である場合はその本店</p>	<p>組織図その他これに準ずる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類</li> <li>業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類</li> <li>補佐経験の期間を確認するための書類</li> <li>人事発令書その他これらに準ずる書類</li> </ul> <p>⑩ 略 (2) 略</p> <p>2. 専任技術者について(第2号) (1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。 次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。</p> <p>以下、略</p> <p>4. 財産的基礎又は金銭的信用について(第4号) (1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が<u>建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあつては500万円に満たない工事に係るものを含まない。</u></p> <p>【第17条の2 関係】 1. ～3. 略 4. 認可申請書類の審査要領について (1) 認可申請書(様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八)について ① 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載して会社印及び代表者印を押印し、申請</p>

新	旧
<p>の所在地、商号又は名称及び氏名を記載する。ここで本店とは、認可申請書（様式第二十二号の38五、第二十二号の七及び第二十二号の八）の別紙二「営業所一覧表」の「主たる営業所」をいう。</p> <p>また、認可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、この他、認可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名を可又は不可とする認可申請書類は、許可申請書の取り扱いを規定する別表2と同様に取り扱う。</p> <p>②～④ 略</p> <p>⑤ 認可申請書（様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八）別紙一「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は法第5条第3号に規定する役員等（以下「役員等」という。）に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等（以下⑤において「執行役員等」という。）は本欄の役員には含まれないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は本欄の役員に含むものとする。また、本別紙には、「顧問」及び「相談役」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。</p>	<p>者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、認可申請書（様式第二十二号の38五、第二十二号の七及び第二十二号の八）の別紙二「営業所一覧表」の「主たる営業所」をいう。</p> <p>また、認可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、この他、認可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名押印を可又は不可とする認可申請書類は、許可申請書の取り扱いを規定する別表2と同様に取り扱う。</p> <p>②～④ 略</p> <p>⑤ 認可申請書（様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八）別紙一「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は法第5条第3号に規定する役員等（以下「役員等」という。）に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員には含まれない。また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。</p>

新	旧
<p>⑥～⑧ 略</p> <p>⑨ <u>認可申請時点において、事業承継直後の時点における財務諸表の提出や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や専任技術者の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合には、事業承継後速やかに提出を求め、認可の基準を満たしているかどうかの確認を行うこと。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写し等について</p> <p>譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出させること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。分割が新設分割である場合にあっては、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出させること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。譲渡及び譲受けについて、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付すること。株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出させること。当該譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割が、簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出すること。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) その他添付書類について</p> <p>別記様式第2号、第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第1号若しくは第4条第1項各号に掲げる書類の記載方法については、本ガイドラインの許可申請時の記載方法と同様に取り扱う。また、【第5条及び第6条関係】中「3. <u>国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類（規則第4条第2項）について</u>」は、<u>事業承継の認可申請についても許可申請時と同様の取扱いとなることに留意すること。</u></p>	<p>⑥～⑧ 略 (新設)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写し等について</p> <p>譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出させること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。分割が新設分割である場合にあっては、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出させること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。<u>新設分割計画書譲渡及び譲受けについて</u>、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付すること。株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出すること。当該譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割が、簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出すること。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) その他添付書類について</p> <p>別記様式第2号、第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第1号若しくは第4条第1項各号に掲げる書類の記載方法については、本ガイドラインの許可申請時の記載方法と同様に取り扱う。</p>



新	旧
<p>5. 認可の基準について  認可の基準については、一般建設業の許可の承継については法第7条及び法第8条、特定建設業の許可の承継については<u>法第8条及び法第15条</u>によるため、本ガイドラインの【第7条関係】及び【第8条関係】又は【第8条関係】及び【第15条関係】の記載と同様に取り扱うものとする。</p> <p>6. 認可に付する条件について  事業承継の認可をする際に条件を付した場合には、4. (1) ⑨のとおり、<u>事業承継直後の時点における財務諸表や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や専任技術者の常勤性を確認するための資料を事業承継後速やかに提出させ、認可の基準を満たしていることを確認すること。</u>  また、認可にあたり、許可又は別の事業承継若しくは相続の際に付された条件については、当該条件について認可の時点において、事業承継後においても引き続き当該条件により制限を課すべきか個々具体の事例に即して判断する。新たに条件を付する場合及び条件を付す場合における監督処分等の考え方については、【第3条の2関係】と同様に取り扱う。</p> <p>【第17条の3関係】  1. 相続について  「建設業の全部」とは、許可を受けている別表一の下欄に掲げる建設業の全てをいい、許可を受けている建設業の一部の許可のみを相続することは認められない。許可を受けている建設業の一部の相続を行う場合は、被相続人は当該許可を廃業した上で、<u>相続人は再度当該建設業の新規の許可を受ける必要がある。</u>  「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、<u>相続人は被相続人と同じ地位に立つこととなる。</u>このため、建設業者としての地位の相続人は被相続人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。なお、刑法上の罰は、個人に対して課された刑罰であるから、承継によっても引き継</p>	<p>5. 認可の基準について  認可の基準については、一般建設業の許可の承継については法第7条及び法第8条、特定建設業の許可の承継については、<u>第8条及び第15条</u>によるため、本ガイドラインの<u>第7条関係及び第8条関係又は第8条関係及び第15条関係</u>の記載と同様に取り扱うものとする。</p> <p>6. 認可に付する条件について  認可にあたり、許可又は別の事業承継若しくは相続の際に付された条件については、当該条件について認可の時点において、事業承継後においても引き続き当該条件により制限を課すべきか個々具体の事例に即して判断する。新たに条件を付する場合及び条件を付す場合における監督処分等の考え方については、【第3条の2関係】と同様に取り扱う。</p> <p>【第17条の3関係】  1. 相続について  「建設業の全部」とは、許可を受けている別表一の下欄に掲げる建設業の全てをいい、許可を受けている建設業の一部の許可のみを相続することは認められない。許可を受けている建設業の一部の相続を行う場合は、被承継人は当該許可を廃業した上で、<u>承継人は再度当該建設業の新規の許可を受ける必要がある。</u>  「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、<u>承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなる。</u>このため、建設業者としての地位の<u>承継人は被承継人</u>の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。なお、刑法上の罰は、個人に対して課された刑罰であるから、承継によっても引き継</p>

新	旧
<p>がれない。</p> <p>2. ～3. 略</p> <p>4. 相続認可申請書類の審査要領について</p> <p>(1) 相続認可申請書(様式第二十二号の十)</p> <p>①「申請者」の欄には、その本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載する。ここで本店とは、相続認可申請書の(様式第二十二号の十)別紙一「営業所一覧表」の「主たる営業所」をいう。また、相続認可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、この他、相続認可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名を可又は不可とする認可申請書類は、許可申請書の取り扱いを規定する別表2と同様に扱う。</p> <p>②～⑦ 略</p> <p>⑧ 認可申請時点において、相続直後の時点における財務諸表や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や専任技術者の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合には、相続後速やかに提出を求め、認可の基準を満たしているかどうかの確認を行うこと。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 被相続人が営業していた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人同意書について申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び指名を記載した誓約書を提出させること。</p> <p>(5) その他添付書類について</p> <p>別記様式第2号、第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第1号若しくは第4条第1項各号に掲げる書類の記載方法については、本ガイドラインの許可申請時の記載方法と同様に扱う。また、【第5条及び第6条関係】中「3. 国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類(規則第4条第2項)について」は、相続の認可申請についても許可申請時と同様の取扱いとなることに留意すること。</p>	<p>がれない。</p> <p>2. ～3. 略</p> <p>4. 相続認可申請書類の審査要領について</p> <p>(1) 相続認可申請書(様式第二十二号の十)</p> <p>①「申請者」の欄には、その本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、相続認可申請書の(様式第二十二号の十)別紙一「営業所一覧表」の「主たる営業所」をいう。また、相続認可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、この他、相続認可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名押印を可又は不可とする認可申請書類は、許可申請書の取り扱いを規定する別表2と同様に扱う。</p> <p>②～⑦ 略 (新設)</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 被相続人が営業していた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人同意書について申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び指名を記載、押印した誓約書を提出させること。</p> <p>(5) その他添付書類について</p> <p>別記様式第2号、第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第1号若しくは第4条第1項各号に掲げる書類の記載方法については、本ガイドラインの許可申請時の記載方法と同様に扱う。</p>

新

5. 認可の基準について

認可の基準については、一般建設業の許可の相続については法第7条及び法第8条、特定建設業の許可の相続については法第8条及び法第15条によるため、本ガイドラインの【第7条関係】及び【第8条関係】又は【第8条関係】及び【第15条関係】の記載と同様に取り扱うものとする。

6. 認可に付する条件について

相続の認可をする際に条件を付した場合には、4.(1)⑧のとおり、相続直後の時点における財務諸表や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や専任技術者の常勤性を確認するための資料を相続後速やかに提出させ、認可の基準を満たしていることを確認すること。

また、認可にあたり、許可又は別の事業承継若しくは相続の際に付された条件については、当該条件について認可の時点において、相続後においても引き続き当該条件により制限を課すべきか個々具体の事例に即して判断する。新たに条件を付する場合及び条件を付す場合における監督処分等の考え方については、【第3条の2関係】と同様に取り扱う。

以下、略

別表2

代理人による記名を可とする許可申請書類	略
代理人による記名を不可とする許可申請書類	略

旧

5. 認可の基準について

認可の基準については、一般建設業の許可の相続については法第7条及び法第8条、特定建設業の許可の相続については、第8条及び第15条によるため、本ガイドラインの第7条関係及び第8条関係又は第8条関係及び第15条関係の記載と同様に取り扱うものとする。

6. 認可に付する条件について

認可にあたり、許可又は別の事業承継若しくは相続の際に付された条件については、当該条件について認可の時点において、相続後においても引き続き当該条件により制限を課すべきか個々具体の事例に即して判断する。新たに条件を付する場合及び条件を付す場合における監督処分等の考え方については、【第3条の2関係】と同様に取り扱う。

以下、略

別表2

代理人の記名押印を可とする許可申請書類	略
代理人の記名押印を不可とする許可申請書類	略